

## 「改憲」に抗するためにリーフレット No3

あなたたちへ

～「憲法改正」賛成！・・・こんなはずではなかった、と思う前に～

「戦後70年以上も経って古くなったというなら、別に憲法を変えてもいいんじゃない。」と何気なく言うあなた。同時に「でも戦争は絶対に反対！徴兵制度も復活したら困る。」とも言いました。恐らくあなたと同じくらいの年の人たちは、多くがそのように思っているのではないのでしょうか。

では、「憲法のどこが古くてどういう風に変えたらいいの？」と聞かれたら、どのように答えますか？明確に答えられますか？世の中の「古くなった」とか「グローバル化に沿った」とか「現状に合うように」とか「より良い環境のために」とかいう曖昧な言葉の数々に影響されていませんか？「改憲」によって不自由さが出てくるかもしれないとは考えませんか？

曖昧な言葉に影響されてしまうのは、憲法が私たちの生活に根付いていない表れかも知れません。何気なく送っている私たちの毎日が実は憲法で保障されていることに思いをはせる機会はあまりないですよ。

先日NHK Eテレの「ハートネットTV」"シリーズ暮らしと憲法 第四回 原発被災者"を見ました。福島県南相馬市の方たち取材した番組でした。南相馬市では今年の憲法記念日に25000世帯に憲法冊子を配布したそうです。あなたも知っているように南相馬市は原発事故で避難指示が出ていた地域です。そして、鈴木安蔵が生まれた土地です。彼は憲法学者で学生時代マルクス主義の研究をただけの理由で2年8か月の獄中生活を送り、敗戦後は憲法草案要綱を作った憲法研究会で中心的役割を果たした人です。

桜井南相馬市長は憲法冊子を配布した理由をこう述べます「原発事故から5年たった今でも憲法で保障されている『健康で文化的な最低限度の生活』を叶えられない市民が多くいます。復興創生期間中、自立を強制されているとか、もう面倒を見てもらえないという不安が外から押し寄せてきます。怒りだけではなく、自分と向き合う時です。憲法をもう一度読んでこの国はどのような国なのか、自分たちがどのような風に歩むべきかを一人一人が考えるべきなのです。」

憲法冊子を手にした人たちは最初は「なんで憲法なんだ？憲法でなくてもっと大事なことがあるだろう」とか「なんで憲法なの？こういう状況の中であえてもう一度見直そうとする意図なのか、わからない」また「興味のある話ではないから、捨てはしないけど脇においたまま」などと、率直に憲法冊子を配布された時のことを口にします。事故当時40頭の乳牛を置いたまま避難し、後に餓死した牛たちの姿を目にし、見殺しにしてしまった思いで未だ酪農を再開できない人、商売にならないのに町でたった一軒開けている居酒屋さん、代々続くスーパーを閉店し、東京で避難生活を送っていたけれどどううつ病になってしまい家族からただ一人抜けてこの地へ戻ってきた人たちです。

憲法冊子の配布に疑問を感じつつも彼らは憲法を読み、それぞれ条文を自分の生活に引

き寄せ感想を語ります。第十二条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」を読み上げた酪農家は、「初めて憲法を読んだ。そうなんだよな、『不断の努力』は本当に大切なことだ。自分から立ち上がらねば。前向きにならねば。ここで生きる者としてやれることはやる。」と言います。そして憲法冊子をどこかにしまい忘れていた元スーパー経営者は「東京にいる10歳の孫が就職する頃になったら、ひょっとしたら家族がここへ帰ってくるかもしれない。自分が住んでさえいれば、何とか将来に繋がる。」と一人で南相馬市に住み続けます。彼は第二十二條「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」を読み上げ「居住の自由はきちっと憲法に謳われているんだな。故郷を持つ者の最大のよりどころが憲法二十二條にあることがわかった。それだけでも良かった。」と言います。彼らは日本国憲法を初めてじっくりと読み、それを今の生活に引き寄せ考え、自分たちの生活がどれほど憲法に守られているか、支えられているかに気づいたように見えました。そして彼らの顔は輝き、感動している様子さえ感じました。

番組の最後にナレーションが入ります。「当たり前前に思っていたことが当たり前になくなって初めて分かった憲法の重み。失わなければ気づけないのか？」

水や空気と同じように当たり前前にそこにある自由や権利はかつて当たり前のものでなかった事、それがいつの間にか当たり前になってしまいその大切さ、尊さに気づかなくなっている事。その自由や権利は憲法で保障されている事。失う前にもう一度考えてみませんか？

自分たちの生活にどれだけ憲法が大きく関わっているのかを少しだけでも感じる事ができたなら、もう一つ考えてほしいことがあります。基本的なことですが、憲法は誰が守るものですか？私たち、一般人が守らなければならない最高法規だと思いませんか？

第九十九条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とあるように、いわゆる権力を持つ人たちの権力濫用や暴走を防ぐために憲法擁護義務が謳われています。こういった条文のもとに当たり前になっている私たちの自由や権利は保障されているのです。ところが、あなたが変わっても構わないといった憲法の、今出されている「改正案」の中身の一つは、この根本的な考えを180度転換させるものになっています。自民党日本国憲法改正草案(2012年)(以下「改正草案」) 第百二條「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。2国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負ふ。」と、権力を持つ人々の前にまずは私たち一般人がこの憲法を守れというのです。そしてとても恐ろしいことを私たちは守らねばならなくなるのです。

あなたは戦争は絶対に嫌だと言いました。そして徴兵制度も反対だと。「改正草案」第九條の二を見てください。「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。」と遂に日本に軍隊が出現します。防衛省もかつては防衛庁でした。それがあれよあれよという間に防衛省に格上げされ、戦力を保持しないと決めたのに軍隊を作るのだそうです。軍隊が出来たら、それを使うのはいつ、どこで使うのでしょうか？国会では連日「武力衝突だ」いや「戦闘だ」と自衛隊の南スーダ

ンでの活動について必死に憲法との整合性を見出そうとする与党と、それを追求する野党との間で言葉遊びのようなやり取りが続いています。「戦闘」であろうと「武力衝突」であろうと現在自衛隊は「戦い」の現場に置かれているのです。自国の南スーダンから隣国のウガンダへ5万の人々が逃れている事実をあなたは、どのように判断しますか？軍隊を持たない今でさえ、自衛隊はこのような状況にさらされています。軍隊ができ、条件が整ったら彼らが向かう先はどこでしょうか？

そして軍隊を維持するためには何が必要になってくるのでしょうか。少子化対策などと何年も旗を振りながら保育園に入ることすら難しく、思うように人口が増えない現状の先に見えてくるのは？徴兵制度は反対だと言っても、憲法をこんな風に変えることに賛成したら、徴兵制復活にあなたは一役買うことになってしまうかもしれませんね。

最後に、簡単に今の「改正草案」に賛成することの怖さをもう一つ話します。

「改正草案」第九章 緊急事態の二つの条項です。日本国憲法には緊急事態条項はありません。緊急事態条項に関しては、日本国憲法制定時一度は議論されたそうです。しかし、これを入れるにはあまりにも問題が多く、入れてもらえなかった代物です。当時の金森徳次郎国務大臣は、「日本国憲法案はなぜ緊急勅令や財政上の緊急処分のような規定を持たないか」という質問に対し、行政当局者にとってこれらはとても重宝なものだが、国民の意思をある期間無視できる制度だということを考えると民主政治を徹底させ国民の権利を擁護するためには入れるべきでない旨の答弁をしています。当時の為政者たちが真摯に民主政治を実現させようとしている姿が見えてきます。

71年前の先輩議員の思いや理想を無視するかのようになり、現在の為政者の多くはこの緊急事態条項を憲法にねじ込もうとしています。国家権力にとって使い勝手が良いものは国民にとって危ないものだということを承知の上で71年前はこれを却下し、現代はねじ込もうとするのはどうしてでしょうか？

私たちは「緊急事態」という言葉におびえてはいけません。「憲法改正」を推し進めようとする人たちは先の震災、災害そしてテロなどを引き合いに出し私たちの恐怖心をあおります。心配することはないのです。地震や火事、水害に見舞われても災害対策基本法、災害救助法、自衛隊法、警察法、国民保護法、事態対処法などの現行の法制度内で十分対応できるのです。今までの災害時、あたかも法整備が不十分でそのために多くの人たちの救助が遅れたり間に合わなかったりしたように言われますが、そうではありません。事前準備の不足や現行法を十分に活用できなかったために適切な対処ができなかったのです。私たちが日ごろ行っている災害時訓練は「自助」「共助」の名のもと、顔の見える関係性の中でもしもの時に備え行っているものです。「公助」を待ってられない状況の中、お互いに知恵を出し合い、譲り合って苦境を乗り越えるための訓練です。国からの指令を待っていたら多くの事が間に合いません。現場の責任者に速やかに権限を委ねればよいのです。そのような状況下「緊急事態条項」はかえって邪魔になるだけのものです。被災地の首長や弁護士会も災害に関しての「緊急事態条項は不要」としています。

そして「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱などによる社会秩序の混乱」などの緊急事態を想定し、この条項が新設されようとしています。今世界各地で起きているテロが引き合いに出され、「日本でもし起きた場合は」などと脅かされます。しかし、各地で起

きているテロの原因はどこにあるのでしょうか？長い歴史の中での大国間の無責任な駆け引き、不安定な政情、それに伴う経済疲弊、やり場のない人々の不安や不満、一言では語れない複雑な要因がそこにはあります。外部から武力攻撃などされない国、内乱など起こらない社会を作ることが先決でしょうに、その努力の前にこのような緊急事態を想定するなど、本末転倒も甚だしい！ちなみにあなたもよくわかっているように私たちの憲法は第九条で戦争を放棄し国際紛争を解決するために武力による威嚇や行使はしないことを謳っています。戦後70年以上、外部からの攻撃はなかったし、外国を攻撃したこともありません。

緊急事態の宣言が発せられると、私たちは「**国その他公の機関の指示に従わなければならない**」のです。戦前の戒厳令を知っていますか？戒厳令下では広範にわたり人権が制限されました。時の政府に反対意見を持つ多くの人々が拷問され亡くなったことも事実です。「改正草案」**緊急事態第九十九条の3**では、「**前略第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。**」と、書かれています。「最大限に尊重されるんだ」などと喜んではいけません。私たちの憲法では基本的人権は、尊重ではなくしっかり保障されているのです。

何をもって「最大限」というのでしょうか？どの程度が「最大限」ですか？「美しい」とか、「気概をもって」とかいう言葉同様、「最大限に」などという曖昧な言葉に騙されてはいけません。人種、信条、性別などによる差別（第十四条）が始まり、身体の拘束（第十八条）を受け、思想、良心の自由（第十九条）が侵され、集会、結社、言論の自由（第二十一条）が無くなるのです。

一度緊急事態の宣言が発せられると内閣は法律と同じ効力を持つ政令を制定することができ、総理大臣も財政支出など個人の判断でできてしまうのです。そして衆議院はずっと解散されないのです。怖いなあと思うのは、時の内閣に権力が集中するこの構造をチェックする機関がないことです。ヒトラーは独裁国家を樹立していくのに大統領緊急令を頻発し、「反ナチ」的存在を次々に排除していきました。「緊急事態条項」はこの大統領緊急令と同じ使い方ができてしまうのです。

簡単に「憲法改正」に賛成してしまってから、こんなはずではなかったと思っても遅いのです。「改正草案」をしっかりチェックする義務と権利が私たちにはあるのです。あなたの次の世代に引き継がせる社会は、今あなたたち一人一人が作っているのです。これからの社会が、あなたが育ってきた時のように、自由や権利が当たり前のように身の回りに存在している社会であるかどうか・・・

あなたには次の世代に対する責任があるのです。難しいし、面倒くさいと感じるかもしれないけれど、一度しっかり考えてみませんか？

\*改変は禁止です

作成：子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会）  
連絡先 〒160-0004 東京都新宿区四谷4-25-10-608 石井法律事務所内 ☎03-3353-0841